

# 地域再生計画

## 1 地域再生計画の名称

とっとり移住・就職・起業支援プロジェクト

## 2 地域再生計画の作成主体の名称

鳥取県、鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町

## 3 地域再生計画の区域

鳥取県の全域

## 4 地域再生計画の目標

○本県では「鳥取県令和新時代創生戦略」において、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として地方への移住の関心が高まるとともに地方への新たな人の流れが生まれつつあることから、とっとり暮らしの魅力発信、テレワーカー等の移住や二地域居住の推進、起業や地域の課題解決にチャレンジする機会の創出などにより I J U ターン・県内定着を推進することで、人口の社会減少に歯止めをかけるとともに、地域で活躍する人材創出を目指している。

○一方で、進学・就職を機に若者が多数県外に流出し、毎年1,000人以上の転出超過が続いている。また、高齢化率は32.5%（令和2年）と年々上昇しており、地域における労働力の確保が大きな課題となっている。

○さらに、本県における労働生産性はほとんどの業種で全国平均を下回っており、職業別の常用有効求人倍率をみると管理的・専門的・技術的職業は2.13倍（令和5年11月）と高い水準にあるなど専門的・技術的人材の不足・育成が遅れていることから、これらの人材の採用をサポートし、新規事業の創出や既存事業の拡大・生産性の向上など県内企業の事業革新に向けた取組を進めることが必要である。

○都市部の大企業等には、専門的・技術的人材が多数存在しており、都内の大手企業に勤務する課長職以上の正社員を対象とした調査では、約半数が地方企業の幹部職として働くことに関心があるとの結果もある。

○本県では、従来から移住施策に積極的に取り組んでおり、コロナ禍においても毎年2,000人以上の移住者数を維持しているが、このような課題に対応するためには、移住者の中で都市部のビジネス人材を県内に誘致する仕組みを強化するとともに、地域の活性化や雇用確保につながる起業を支援することが求められる。

○また、本県における創業数は、ここ数年増加傾向（R1：343件、R2：463件、R3：435件、県内支援機関等調査集計）ではあるが、美容健康、飲食店、チェーンビジネス等の市街地での起業が大半となっており、地域おこし協力隊などによる中山間地での地域資源（各市町村の特産品、遊休地利用など）を活用した起業も生まれ始めているが、まだまだ少数であるため、このような地域資源を活用した中山間地振興につながる起業が求められている。

○本事業を通じて、本県が特に必要とする都市部の専門的・技術的人材の県内誘致と地域資源活用、中山間地振興など地域課題に対応した起業を促進することにより、都市部からの移住による産業人材の確保と地域活性化を牽引する人材の育成につなげ、地域の活力向上を目指す。

## 【数値目標】

KPI	事業開始前 (現時点)	2024年度増加分 1年目	2025年度増加分 2年目
本移住支援事業に基づく移住者数（人）	55	145	150
本起業支援事業に基づく起業者数（人）	10	10	15
マッチングサイトに新たに掲載された求人数（件）	120	500	500
本移住支援事業に基づく18歳未満の世帯員を 帯同して移住した世帯数（世帯）	8	15	20

2026年度増加分 3年目	2027年度増加分 4年目	KPI増加分 の累計
155	160	610
15	20	60
500	500	2,000
25	30	90

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

### 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

#### ○ 地方創生推進タイプ（内閣府）：【A3007】

##### ① 事業主体

2に同じ。

##### ② 事業の名称

- ・とつとりビジネス人材移住支援事業、若者等就職・移住来県支援事業

- ・起業家育成応援事業

### ③ 事業の内容

#### 【とっとりビジネス人材移住支援事業】

○東京圏からの移住希望者に対し、地方の中小企業の魅力を効果的に情報発信するため、国が定める要件に基づき、求人情報を提供するマッチングサイトを開設・運営する。

掲載内容：求人情報（求人条件、企業の魅力等）、県内自治体の支援策（給付金、移住体験支援、住宅・教育情報等）やI J Uターン就職情報（各種イベント、関連施策等）等

○中小企業が効果的な求人広告をマッチングサイトに掲載できるよう、対象求人に係る求人広告作成を支援する。

実施方法：企業向けの求人広告・採用ページ作成を支援するためのセミナーを人材紹介会社等に委託

○東京23区に在住又は通勤している者が県内の市町村に移住し、県が選定する中小企業等を対象とした求人に応募して採用された場合及び県内で要件を満たした起業を行った場合に移住支援金を支給する。

対象求人：専門的・技術的な知識・経験・資格等を必要とする業務に係る求人

支給額：世帯100万円、単身60万円、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき100万円（財源＝国1/2、県1/4、市町村1/4）。対象者への支給事務は市町村が実施。

#### 【若者等就職・移住来県支援事業】

○若者の地方移住に対する支援を強化するため、東京に本部のある大学を卒業した後地方に移住・就職する学生を対象に、地方での就職活動にかかる経費を支援する（財源＝国1/2、県1/4、市町村1/4）。対象者への支給事務は市町村が実施。

支給額：実費相当額の1/2（上限3万円）

#### 【起業家育成応援事業】

○地域における課題解決に取り組む社会的事業の効果的な起業を促進し、地域課題の解決につながる事業を支援する。（実施主体：鳥取県）

補助対象事業：地域課題を踏まえ県が支援対象とする社会的事業分野（地域資源活用、中山間地振興等につながるもの）の事業プラン

支援内容：地域課題の解決に資する事業で起業するために必要となる経費を支援する。（上限：200万円／件）支援した起業家が継続して事業を行っていくように、各機関（商工団体・金融機関など）と連携し、経営支援・技術支援を行っていく。

#### ④ 事業が先導的であると認められる理由

##### 【官民協働】

本県では、行政が移住支援金の支給やマッチング支援の提供を行うために必要な全体的な調整を行うことにより、産業人材の確保につなげるため、人手不足に悩む地域の中小企業への技術的・専門的人材の就職や地域にとって必要とされている社会的事業分野（地域資源活用、中山間地振興等）の起業を促進するとともに、空き家物件情報の提供や住宅建設費の助成等により移住者を受け入れるのに適した環境整備を行う。併せて、求人を行う地域の中小企業等は、人材紹介会社等に委託して実施するセミナー等の支援を活用しながら、東京の移住希望者にとって効果的な求人を行うことにより、移住を促して人材を確保し、地域産業の基盤を整備する。

また、本県では県が創業支援機関（商工団体や公益財団法人鳥取県産業振興機構等）、金融機関、県内の起業支援の専門家等との協力・連携により、事業プランの練り上げ、資金調達の機会となり得る場の提供、経営安定に向けた支援まで、起業者が抱える起業に伴う課題に対して一貫支援を行っており、このような取組を通じて起業者の実施する事業の安定化、自律的な事業運営を図り、地域社会の持続化につなげていく。

官民が協働することによって幅広い者の参加を促す仕組みとともに、それぞれの立場を活かして政策効果のより高いものとすることにより、人口の社会減少に歯止めをかけ、地域で活躍する新たな人の流れを創ることを目指す。

##### 【地域間連携】

本県では、喫緊の課題である県内企業の人手不足に対応するため、産業人材の確保に向けて、東京都など都市部を中心とした県外からの専門的・技術的人材の誘致や地域の課題解決につながる地域資源活用や中山間地振興などの社会的事業に係る起業が促進されるよう、全県的な枠組みの構築や調整を行う。具体的には日本政策金融公庫、商工会連合会、各自治体・商工会議所が行っている起業家育成の取組と連携することで、より事業実現性の高い起業家を応援していく。

一方で、各市町村は個別の地域事情を踏まえた移住希望者への情報提供（地域内企業の情報や創業支援施策に関する情報等）を行うとともに、住まいの確保・子育て応援など生活面に係る様々な支援を実施しており、県と市町村がそれぞれの立場や強みを活かして連携を行うことにより、移住者の増加と地域全体の活力向上を図る。

##### 【政策・施策間連携】

本県では、移住支援金支給者の就業先として、産業人材確保の観点から専門的・技術的人材に係る求人を選定し、県内企業における人手不足に対応するとともに、企業の成長戦略を具現化する専門的・技術的人材の獲得を支援する。

また、起業支援事業においては、地域の必要性に応えるべく社会的事業として、地域資源活用、中山間地振興等の分野を位置付けて移住者による社会的事業の起業を促進することにより、移住政策を地域における雇用の確保や産業振興につなげる。これにより、移住を単なる人口増加ではなく、地域活力向上へと積極的に結び付ける仕組みとしている。

本申請書にも記載している鳥取県起業家コミュニティ形成事業をはじめ本県が行う起業家育成プログラムを通じて、起業前後の総合的な支援を行い、起業家が生まれやすい土壤づくりを目指していく。

## 【デジタル社会の形成への寄与】

鳥取県では、移住支援事業において管理・運営するマッチングサイトに、デジタル人材用の求人票を積極的に掲載するとともに、プロフェッショナル人材事業や先導的人材マッチング事業と連携することにより、デジタル人材の移住を促進する。

起業支援事業においては、SNSやWebによる情報発信への活用や、Webによる受発注への活用、ウィズコロナに対応したリモート・オンライン化の活用等、デジタル技術の幅広い活用を推進する。

## ⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】と同じ。

## ⑥ 評価の方法、時期及び体制

### 【検証時期】

毎年度 9 月

### 【検証方法】

産官学労金言による外部有識者の参画を得た検証機関『鳥取県創生チーム拡大会議』により、PDCAサイクルによる検証と事業見直しを毎年行いながら進める。

「C（Check）」では、取組の進め方や必要な施策、取り組む主体などをまとめたアクションプログラムの進捗確認を行うとともに、ビッグデータを利用した「地域経済分析システム（RESAS）」の有効活用など客観的なデータに基づき、重要業績評価指標（KPI）の達成度を検証する。

#### 【検証機関の役割】

- ・検証機関は、基本目標（数値目標）及び重要業績評価指標（KPI）に係る達成度を検証する。

- ・検証機関は、有識者等の意見を取りまとめるなど、総合戦略の見直しの提言を行う。

#### 【戦略の改訂】

- ・検証機関による検証等を受け、必要に応じて総合戦略の改訂を行う。

## 【外部組織の参画者】

【産業・労働界（産・労）】鳥取県商工会議所連合会、鳥取県商工会連合会、公益社団法人鳥取県観光連盟、鳥取県農業協同組合中央会、鳥取県森林組合連合会、日本労働組合総連合会鳥取県連合会、公益社団法人鳥取青年会議所、鳥取県経営者協会

【教育・研究機関（学）】国立大学法人鳥取大学、公立大学法人公立鳥取環境大学、国立高等専門学校機構米子工業高等専門学校、鳥取看護大学

【金融機関（金）】日本銀行鳥取事務所、株式会社日本政策金融公庫鳥取支店、株式会社山陰合同銀行、株式会社鳥取銀行、鳥取信用金庫、倉吉信用金庫、米子信用金庫

【報道機関（言）】株式会社新日本海新聞社、日本海テレビジョン放送株式会社

【市町村（官）】県内全市町村（19市町村）

【その他】鳥取中部ふるさと広域連合、公益財団法人とつとり県民活動活性化センター、公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構、地域おこし協力隊

## 【検証結果の公表の方法】

検証後、速やかに鳥取県HPで公表

### ⑦ 交付対象事業に要する経費

- 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 414,597千円

### ⑧ 事業実施期間

2024年4月1日から 2028年3月31日まで

### ⑨ その他必要な事項

起業支援事業の対象とする社会的事業の分野は下記のとおり。

- 地域資源の活用又は中山間地振興における分野において地域が抱える課題の解決に資する社会的事業であること

## 5-3 その他の事業

### 5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

## 5－3－2 支援措置によらない独自の取組

### (1) 鳥取県起業家コミュニティ形成事業

#### ア 事業概要

起業家等のネットワーク拡大や新規事業の事業化促進を目的とし、スタートアップや起業家の抱える悩みや新たなアイディアを共有・相談できる場、事業化に必要な知識や情報、ロールモデルに触れる機会の創出を行う。（セミナー等を継続的に開催し起業家コミュニティづくりに取り組む）

#### イ 事業実施主体

鳥取県

#### ウ 事業実施期間

2024 年 4 月 1 日 から 2025 年 3 月 31 日 まで

### (2) スタートアップ遣唐使プロジェクト

#### ア 事業概要

成長を求める県内起業家・起業家予備軍が、ベンチャーキャピタル等からの資金調達実績が豊富な全国トップレベルのスタートアップ育成プログラムに選抜されて参加する場合に経費（参加に係る旅費等）の支援を行う。

想定：経済産業省の起業家育成プログラム「始動 Next Innovator」等への派遣

#### イ 事業実施主体

鳥取県

#### ウ 事業実施期間

2024 年 4 月 1 日 から 2025 年 3 月 31 日 まで

### (3) 該当なし。

#### ア 事業概要

#### イ 事業実施主体

**ウ 事業実施期**

年　　月　　日　から　　年　　月　　日　まで

**6 計画期間**

地域再生計画の認定の日から 2028 年 3 月 31 日まで

**7 目標の達成状況に係る評価に関する事項**

**7－1 目標の達成状況に係る評価の手法**

5－2 の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

**7－2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容**

4に掲げる目標について、5－2の⑥の【検証時期】に7－1に掲げる評価の手法により行う。

**7－3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法**

5－2の⑥に掲げる【検証結果の公表の方法】に同じ。